



スポーツ施設利用料金の 改定について

令和5年2月21日 柏市スポーツ課

目次

1. 基本的な方向性について
2. 利用料金改定率10%の根拠
3. その他の料金改定（案）①～③
4. 新規料金の設定
5. まとめ

1. 基本的な方向性について

スポーツ施設は、利用する際に利用料金を支払うこととなっている（受益者負担）が、近年、スポーツ施設運営に掛かる経費が増大しており、適正な施設維持管理の観点から、利用料金の見直しが必要となっている。

(1) 近年の社会情勢

- 最低賃金の上昇（H30とR4で比較し、10%増）
- 電気代の大幅な上昇（H30とR4で比較し、23%増）
- 施設の老朽化による工事修繕費の増加（市工事修繕費H30とR3で比較し、50%程度増）

(2) 近隣市との利用料金格差

- 現在の柏市の料金は、近隣市の利用料金と比較し、約23%程度低い設定になっている

(3) 受益者負担率の維持向上

- 利用料収入がどれだけ運営費用をカバーできているかを示す割合を、受益者負担率と言い、以下のとおり算出している

$$\text{利用料金収入} \quad / \quad \text{施設の運営費用} \quad = \quad \text{受益者負担率}$$

- 受益者負担率に関する方針
 - 柏市は、受益者負担の適正化基準を設けており、スポーツ施設は、受益者負担率50%とされている。
 - 現在は20%程度（令和元年度実績※）であるが、このままだと受益者負担率は更に下がることが見込まれる。負担率適正化のために、利用料金を値上げし、**受益者負担率の維持向上を図る必要がある。**

※コロナや大規模工事等、収支のイレギュラーが少ない、令和元年度実績を以て比較

- 以上から，スポーツ施設の適正な維持管理を継続するためには，一定の利用料金の値上げが必要。
- ただし，値上げ率については，利用者負担の急激な増加を避けるために，受益者負担率の維持を目指し，10%増を基本として設定したい。

2. 利用料金改定率 10%の根拠

- 受益者負担率の計算方法

(収入＋減免利用料) ÷ (支出－補助金収入) (単位：千円)

	H27実績額 ※1	R1実績額 ※2	10%収入増想定 ※3
収入	98,860	107,474	118,221
減免分	3,440	4,147	4,562
支出	464,226	569,626	569,626
補助金収入	14,183	12,700	12,700
受益者負担率	22.7%	20.0%	22.1%

- 収入が10%上がれば、受益者負担率は平成27年度当時と同じ、22%台まで戻る見込み

※1：平成27年度は、受益者負担の適正化基準改定後、初の積算年度

※2：令和元年度は、コロナによる休場や大規模改修等のイレギュラーが少ない、直近の年度

※3：収入額はR1実績額の10%増、支出額はR1実績額と同額と仮定した場合の数値

3. その他の料金改定（案）①

利用料金の値上げ率は10%増を基本とするが、その他に次の課題があることから、併せて料金の是正を図る必要がある。

① 旧柏地区と旧沼南地区の料金格差是正

- 前々回の料金改定時（平成19年）から、旧柏地区と旧沼南地区の料金格差については是正を進めており、今回も引き続き是正を行っていく必要がある

（現行例）

（単位：円）

一般料金	柏地区	沼南地区	料金格差（金額）
野球場	1,320	4,400	3,080
少年野球・ソフトボール場	1,320	3,290	1,970

- 対応案

対象	野球場及び少年野球場・ソフトボール場の料金
対応	旧柏地区の料金が低いため，旧柏地区のみ一律10%値上げし，旧沼南地区の料金は据え置きとすることで，格差是正を図る

(改定例)

(単位：円)

一般料金	柏地区 (10%増)	沼南地区 (据え置き)	料金格差 (金額)
野球場	1,320 → 1,450	4,400	3,080 → 2,950
少年野球・ソフトボール場	1,320 → 1,450	3,290	1,970 → 1,840

3. その他の料金改定（案）②

② 一般と生徒の料金比率における格差是正

- 生徒料金と一般料金の設定比率が、 $1/4$ 以下のものから、 $1/2$ を超えるものまで混在。
- 近隣市平均比率は概ね $1/2$ 程度であるため、段階的に $1/2$ に近づけていく。

（現行例）

（単位：円）

施設	一般	生徒	料金比率
野球場（旧柏地区）	1,320	290	$1/4$ 未満
庭球場	1,020	290	$1/3$ 未満

● 対応案

現行比率	是正後比率	対応	対象
1/4未満	1/4まで上げる	生徒料金を，一律の値上げ率10%を超えて設定	野球場 少年野球場（旧柏地区）
1/4以上～ 1/3未満	1/3まで上げる		体育館個人開放(中央) 庭球場 多目的広場（新十余二）
1/3以上～ 1/2未満	今回は変更せず	生徒料金を，一般料金と同様，値上げ率10%で設定	体育館個人開放(沼南) 少年野球場（旧沼南地区） サッカー場 等
1/2以上	1/2に近づける	生徒料金のみ据え置く	多目的広場（旧沼南地区） 幼児体育室

（改定例）

（単位：円）

施設	一般(10%増)	生徒(10%+ α)	料金比率
野球場（旧柏地区）	1,320 → 1,450	290 → 360 (24%増)	1/4以下 → 1/4
庭球場	1,020 → 1,120	290 → 370 (28%増)	1/3以下 → 1/3

3. その他の料金改定（案）③

③ その他個別の料金設定

- トレーニング室
 - 条例では1回270円だが、現在コロナ対策の一環で2時間入替制を導入中。今後コロナ対策が不要となっても、利用者の常在化、器具の独占利用の対策として2時間制は有用であるため継続したい。そのため、条例上の料金を270円/2時間で設定。
 - これにより、時間が制限されて実質料金の値上げとなるため、金額自体は据え置きとする
- スポーツサウナ
 - 現在故障中で使用不能のため据え置き
- 照明設備
 - 近隣市と比較して約2倍と高めの値段設定であること、今後LED化によるランニングコスト減少が見込まれることも勘案し、今回は据え置きとする

4. 新規料金の設定

- 中央体育館のアリーナ1/4面貸切利用料金を新規設定

- 貸切利用について、今まで全面or半面のみでの貸出単位であったが、現在導入している沼南体育館と同様に、1/4面貸しの料金を新たに設定する。
- 料金については、既存の沼南体育館の料金に合わせる形とする。

(新規設定の理由及び効果)

- 現状1/2面が最小の貸切単位。
- 少人数の利用者でも、アリーナの1/2面を予約して高い金額を支払う必要があった。
- 1/4面の予約枠新設により、利用者は料金を多く払って無駄なスペースを予約する必要性がなくなるため、利用者にとっての負担減になり、また、アリーナも、無駄に場所を抑えられることがなくなるので、効率的な活用が可能になる。
- 沼南体育館では既に設定済みであり、問題無く運用できている実績あり。

5. まとめ

- スポーツ施設運営経費が増大しており，適正な施設維持管理の観点から，利用料金の見直しが必要
- 受益者負担率の維持を目指し，利用料金改定率10%を基本として設定
- 引き続き，旧柏地区と旧沼南地区の料金格差を是正
- 一般と生徒の料金比率における格差を是正
- 中央体育館アリーナ1/4面料金を新規設定